

令和 8 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

保

「イ」▶

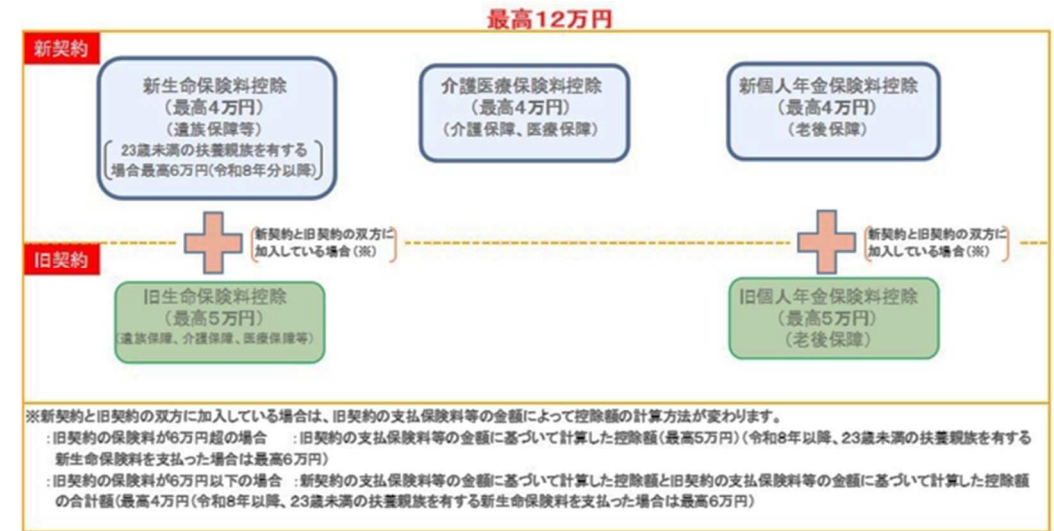
※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

[保険料控除申告書] 各項目解説（記載が必要になる条件）

名称	解説	添付書類
生命保険料控除 →記載例㉔の「イ」へ記入	・一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛け金で本人が支払ったものであり、その保険料は「一般」「介護」「個人年金」に区分される。 最高で12万円の控除を受けることが可能※(図1)参照 ・保険金の受取人は、所得者本人又は配偶者や親族だけであるか(個人年金保険料については親族を除く) [注意事項] ・本人自身が支払ったものであるか ・本年中に支払ったものか※前納保険料については「前納保険料の総額」×「前納保険料に係る本年中に到来する払込期日の回数」÷「前納保険料に係る払込期日の総回数」で算出した金額 ・剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合、支払った保険料の合計額からその剰余金等の金額を差し引いた金額が控除の対象となる金額	・生命保険料控除証明書
地震保険料控除 →記載例㉔の「ロ」へ記入	・所得者本人が支払ったものに限り ・H18.12.31までに締結した長期損害保険契約等(旧長期損害保険契約)に係る保険料又は掛け金を支払った場合にも、一定の金額について地震保険料控除の対象となる金額に含めることが可能 ・同じハガキ内に「地震保険料」と「旧長期保険料」が2段書きになっている場合(同一契約に2種類含まれている場合)はどちらか一方のみ使用可能	・地震保険料控除証明書
社会保険料控除 →記載例㉔の「ハ」に記入	・所得者本人が支払ったものに限り ・該当する例として国民健康保険、国民年金保険(その他対象となる社会保険料の詳細については、国税庁HPをご確認ください) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1130.htm ※給料または年金から控除されたものについては記載不可	・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 ・国民健康保険料の納付書類(領収証)等
小規模企業共済等掛金控除 →記載例㉔の「ニ」へ記入	・掛金には①毎月の給与から差し引かれるものと②本人が直接支払っているものなどがあり、その全額が控除可能	・小規模企業共済掛金控除証明書
住宅借入金等特別控除	・H29～R7年に住宅借入金等特別控除を受けられた方について提出必須 ・金融機関から届く「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を一緒に提出※調書方式を採用している場合は不要 ・調書方式を適用し、交付方法を電子とした場合は毎年11月中旬にマイナポータルへ控除証明書が格納されるため、ログイン後に印刷して提出 ・書面交付の場合は、住宅借入金特別控除の申告の翌年11月下旬頃に控除証明書が一括で郵送されてくる ・電子交付から書面交付に変更したい、書面交付された控除証明書を紛失した場合は税務署に申請書(図2)を提出する	・住宅借入金等特別控除申告書 ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※「イ」については「計算式ⅠⅡ」を、「ロ」については記載欄下部を参照し控除額を算出する

〔図1〕



〔図2〕

図2は、住宅借入金等特別控除申告書の様式を示しています。国税庁HPよりダウンロード可能なフォーマットです。

※1. 本申告書の提出に当たっては、住宅取得資金の年末残高証明書は、必ずしも提出が義務付けられていません。ただし、電子交付による場合は、必ず提出する必要があります。

※2. 本申告書の提出に当たっては、住宅取得資金の年末残高証明書は、必ずしも提出が義務付けられていません。ただし、電子交付による場合は、必ず提出する必要があります。

※3. 本申告書の提出に当たっては、住宅取得資金の年末残高証明書は、必ずしも提出が義務付けられていません。ただし、電子交付による場合は、必ず提出する必要があります。

※4. 本申告書の提出に当たっては、住宅取得資金の年末残高証明書は、必ずしも提出が義務付けられていません。ただし、電子交付による場合は、必ず提出する必要があります。

※5. 本申告書の提出に当たっては、住宅取得資金の年末残高証明書は、必ずしも提出が義務付けられていません。ただし、電子交付による場合は、必ず提出する必要があります。

国税庁 HP より
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/36.htm>